

山武郡市広域水道企業団建設工事検査要綱

平成30年3月16日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2（契約の履行の確保）に定める検査のうち、企業長が発注する建設工事の検査について、企業長の命を受けた検査員が厳正かつ効率的な検査を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 企業長から建設工事の検査を命ぜられた検査員をいう。
- (2) 建設工事 管工事、水道施設工事、舗装工事、電気設備工事及びその他の工事をいう。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、全ての建設工事とする。ただし、山武郡市広域水道企業団会計規程第122条第3項但書の規定を適用する場合は、この限りでない。

(事務の総括)

第4条 総務課長は、この要綱に定める検査に関する事務を総括する。

- 2 総務課長は、建設工事を所管する検査員に対し当該建設工事に関し必要があると認められるときは、報告及び意見を求めることができる。
- 3 総務課長は、検査員が行う検査の建設工事を指定するものとする。

(検査)

第5条 検査員は、前条第3項の規定により指定された建設工事の検査、その他検査に関する事務の執行に当たるものとする。

- 2 総務課長は、前項の検査に関し検査員を指揮監督する。
- 3 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 完成検査 建設工事が完成したときに行う検査をいう。
 - (2) 出来形検査 建設工事の既成部分について、部分払いを行う検査をいう。ただし、工事の完成に先立って引渡しを受ける場合を「部分引渡し検査」とし、契約解除をしようとするときは「打切り精算検査」として扱うものとする。
 - (3) 中間検査 建設工事の施工途中において特記仕様書により定めた段階で行う検査をいう。

(検査の実施)

第6条 検査は、工事担当課長が受注者から工事完成（出来形・中間）届出書（以下「届出書」という。）を受理した日から起算して14日以内に完了するものとする。

2 工事担当課長は、届出書を受理した日から5日以内、中間検査の場合は特記仕様書に定められた段階で工事完成（出来形・中間）検査依頼書（別記第1号様式）に契約図書、工事写真、施工管理記録、その他検査に必要とする資料（以下「検査関係資料」という。）を添えて総務課長へ検査の実施を依頼するものとする。

3 総務課長は、前項の依頼があったときは当該検査に当たる検査員を指定し、工事検査実施通知書（別記第2号様式及び第3号様式）により工事担当課長及び受注者へ通知するものとする。

(検査の立会い)

第7条 検査には、当該建設工事の監督職員及び受注者等を立ち合わせるものとする。

(検査の方法)

第8条 検査は、検査関係資料に基づき工事の実施状況、出来形及び品質について、千葉県建設工事検査基準等を準用し厳正に検査し、その合否を判定するものとする。

2 地下、水中、その他仕上げ内部面等について、外部から直接検査を行うことが困難な部分にあっては、前項によるもののほか、監督職員の立会い及び段階確認の記録資料等により検査することができる。

3 完成検査、出来形検査及び中間検査を行う場合は、当該検査に必要な範囲内において、破壊若しくは分解又は試験等により検査することができる。

(復命等)

第9条 検査員は検査を行ったときは、原則として検査日を含めて5日以内に工事完成（出来形・中間）検査復命書（別記第4号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添付し企業長に復命するものとする。

(1) 工事検査調書（別記第5号様式）

(2) 工事成績評定表（別記第6号様式）

(3) 手直しの場合は、手直し工事指示書（別記第7号様式）

(工事の手直し等)

第10条 総務課長は、検査員が行った検査により、出来形、品質等が契約図書及びその他関係図書と相違し、又は不完全と認められるときは、手直し工事指示書（別記第7号様式）により直ちに受注者に補修又は改造を指示するものとする。

(準用)

第11条 手直し工事の検査は、第6条及び第7条の規定を準用する。

(認定通知等)

第12条 総務課長は、検査員が行う当該検査に係る建設工事の完成（出来形・中間）について認定するものとする。

2 総務課長は、前項の認定をしたときは、工事認定通知書（別記第8号様式）に工事検査調書及び工事成績評定表（別記第6号様式）を添付し、工事担当課長に通知するものとする。

3 総務課長は、第1項の認定をしたときは、工事検査結果通知書（別記第9号様式）により受注者に通知するものとする。

(工事成績の整理)

第13条 総務課長は、1件の請負代金額が100万円以上の建設工事について、工事請負業者施工成績総括調書（別記第10号様式）により、毎年4月10日までに整理するものとする。

(工事検査の委託)

第14条 総務課長は、必要と認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により、検査員以外の者に検査を委託することができるものとする。ただし、委託する場合においても、この要綱の規定に準じて検査を行わせるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(建設工事検査要綱の廃止)

2 山武郡市広域水道企業団建設工事検査要綱（平成元年5月24日制定）は、廃止する。

別記

第1号様式

第 号
年 月 日

様

(工事担当課長)

工事 完成(出来形・中間)検査依頼書

このことについて、下記工事の検査を依頼します。

記

年度	年度	予算区分	補助(国等) 単独 その他()	
工事名				
工事箇所				
受注者	住所			
	氏名			
当初設計金額	円	契約年月日		年 月 日
変更設計金額	円	契約期間	自	年 月 日
当初請負金額	円		至	年 月 日
最終請負金額	円	完成 出来形 年月日 中間		年 月 日
既支払額	円	完成・出来形・中間 届出書受付年月日		年 月 日
完成・出来形 金額	円	今回支払額 (残額)		円 (円)
備考				

第2号様式

第 号
年 月 日

(工事担当課長)

様

総務課長

工事検査実施通知書

このことについて、下記のとおり完成(出来形・中間)検査を実施するので通知します。

記

検査実施年月日	年 月 日
検査員氏名	
工事名	
工事箇所	
受注者	
請負代金額	円
備考	

第3号様式

第 号
年 月 日

(受注者)

様

山武郡市広域水道企業団
企業長

工事検査実施通知書

このことについて、下記のとおり完成(出来形・中間)検査を実施するので通知します。

記

検査実施年月日	年 月 日
検査員氏名	
工事名	
工事箇所	
請負代金額	円
備考	

第4号様式

事務局長						

工事完成(出来形・中間)検査復命書

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

検査員 印

私は、命により 年 月 日に下記工事を検査したところ概要は、次のとおりでしたので復命します。

記

工事名	
工事箇所	
受注者	
設計金額	円
請負代金額	円

1 検査結果

添付書類 工事検査調書
工事成績評定表
手直し工事指示書

2 検査立会人

企業団側

受注者側

3 その他

年 月 日

検査員

印

工事検査調書

年 月 日検査関係資料に基づき検査の結果、下記のとおり完成(出来形・中間)を認める。

記

年 度	年度	予算区分	補助(国等) 単独 その他()	
工事名				
工事箇所				
受注者	住 所			
	氏 名			
当初設計金額	円	契約年月日		年 月 日
変更設計金額	円	契約期間	自	年 月 日
当初請負代金額	円		至	年 月 日
最終請負代金額	円	完成 出来形 年月日 中間		年 月 日
既 支 払 額	円	完成・出来形・中間届出 書受付年月日		年 月 日
完成・出来形 金額	円	今回支払額 (残額)		円 (円)
検査立会人	企業団側		受注者側	
備 考				

<h1 style="margin: 0;">工 事 成 績 評 定 表</h1>		完 成 形 間 出 来		検査年月日 年 月 日		事務局長		技術管理者		課 長		班 長																					
		所管課																															
工事番号 及び工事名		工事番号 第 号				請負代金額 (当初)				請負代金額 (最終)		円																					
受 注 者 住所・氏名		現場代理人		工 期		当 初		自 年 月 日		工 事 概 要																							
		主任技術者 (監理技術者)				至 年 月 日																											
		専門技術者等		変 更		自 年 月 日		至 年 月 日																									
考 査 項 目		監督員					主任監督員					検査員(出来形・中間)					検査員(完成)																
		氏名					氏名					氏名					氏名																
		印					印					印					印																
項 目		細 別		a		b		c		d		e		a		b		c		d		e		a		b		c		d		e	
1 施工体制		I 施工体制一般		-		+1.5		0		-5		-10		00																			
		II 配置技術者		+3		+1.5		0		-5		-10																					
2 施工状況		I 施工監理		-		+1.5		0		-5		-10																					
		II 工程管理		+1		+0.5		0		-5		-10		+10		+5		0		-7.5		-15											
		III 安全対策		+2		+1		0		-5		-10		+15		+7.5		0		-7.5		-15											
		IV 対外関係		+2		+1		0		-2.5		-5																					
3 出来形 及び 出来ばえ		I 出来形		+2		+1		0		-2.5		-5		+10		+5		0		-10		-20		+10		+5		0		-10		-20	
		II 品質		+2		+1		0		-2.5		-5		+15		+7.5		0		-12.5		-25		+15		+7.5		0		-12.5		-25	
		III 出来ばえ		+5		+2.5		0		-5		-		+5		+2.5		0		-5		-		+5		+2.5		0		-5		-	
4 高度技術		I 高度技術力		+		(13)		0		-		-																					
5 創意工夫		I 創意工夫		+		(7)		0		-		-																					
6 社会性等		I 地域への貢献等												+10		+5		0		-		-											
加減点合計(1+2+3+4+5+6)																																	
評定点(65±加減点合計)				①		点		②		点		③		点		④		点		⑤		点		⑥		点		⑦		点			
7 評定点計																																	
8 法令遵守等																																	
9 評定点合計																																	
所 見																																	

注 1) 1~3の評定(65点±加減点合計)+4,5,6の評定(加点合計)=評定点
 各評定点(①~④)は、小数点第1位まで記入する。請負金額100万円以上の建設工事を対象とする。

2) 出来形、中間検査があった場合 ①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2=評定点計
 出来形、中間検査がなかった場合 ①×0.4+②×0.2+④×0.4=評定点計

3) 出来形、中間検査が合わせて2回以上あった場合、考査点は出来形、中間検査を合わせた平均点で計算する。

4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。(少数1位を四捨五入)

5) 出来形、中間検査の場合、対象工事内容を「工事概要」欄に記入する。

6) 出来形、中間検査完了後、工事等検査結果通知書と共に評定表は、所属で保存する。

7) 出来形、中間検査時の考査・評定は検査員のみである。

様

印

手直し工事指示書

年 月 日検査の結果、下記のとおり手直しを必要とするので措置(補修又は改造)してください。

記

工事名					
工事箇所					
受注者	住所				
	氏名				
請負代金額					
手直し工事期限		年 月 日			
立会者	発注者側		受注者側		
手直し工事指示事項					
備考					

第 号
年 月 日

(工事担当課長)

様

総務課長

工事認定通知書

このことについて、下記のとおり完成（出来形・中間）を認定する。

記

検査実施年月日	年 月 日		
検査員氏名			
工事名			
工事箇所			
受注者			
請負代金額	円	契約年月日	年 月 日
		完成・出来形 ・中間年月日	年 月 日
完成 出来形 金額	円	既支払額	円
		今回支払額	円

様

山武郡市広域水道企業団
企業長

工事検査結果通知書

このことについて、下記のとおり完成(出来形・中間)を認定する。

記

検査実施年月日	年 月 日		
検査員氏名			
工事名			
工事箇所			
請負代金額	円	契約年月日	年 月 日
		完成・出来形・ 中間年月日	年 月 日
完成 出来形 金額	円	既支払額	円
		今回支払額	円
評 定 点	点		
備 考			

